一般社団法人 日本ペレットストーブ工業会 設立総会 次第

日時 ： 2022 年 11 月 1 日（火）15：00～17：00
会場 ： TKP 東京カンファレンスセンター12 階 12C
方式 ： 東京会場と ZOOM 参加によるハイブリッド方式

１．開　会　15：00
　　定足数、出席者、出席議決権数等の確認と報告
２．代表理事挨拶　　設立時代表理事 ： 竹平　政男

３．来賓挨拶　　ペレットクラブ ： 小島　健一郎　様

４．議長選出

５．議事録署名人の選任

６．議　事
＜議　題＞
【報告議案】
第１号議案　　定款について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料１

【審議議案】
第２号議案　日本ペレットストーブ工業会から資産の寄付を受けることの
　　承認に関する件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料２
第３号議案　2022 年度事業計画（案）の承認に関する件・・・・・・・・・・・・・・・・資料３
第４号議案　理事及び監事の選任に関する件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料４
第５号議案　その他
　　報告事項：登記日について：11 月 7 日　大安の天赦日

７．閉　会

一般社団法人 日本ペレットストーブ工業会

一般社団法人日本ペレットストーブ工業会　　定　款

令和　４年　１１月　　１日　作成

定　　款

第１章　総　　則

第１条（名称）
　当法人は、一般社団法人日本ペレットストーブ工業会　と称する。

第２条（主たる事務所）
　当法人は、主たる事務所を　富山県高岡市　に置く。

第３条（目的）
　当法人は、ペレットストーブ及び木質ペレットに関する調査研究、規格・規準の作成、行政施策についての提言、講習会の開催等を通じて、ペレットストーブの健全な普及を図ることで持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

第４条（事業）
　当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
１．ペレットストーブに係る環境保全、安全性の確保等、ペレットストーブの品質・性能の高度化に関する研究の推進
２．ペレットストーブに関する規格・規準の作成及び普及のための施策の立案並びに推進
３．ペレットストーブの生産、流通、貿易、利用消費などに関する調査
４．ペレットストーブ及び木質ペレット産業に関する行政施策についての提言及び参画
５．ペレットストーブに関する広報資料の作成及び展示会の開催又は展示会への参加
６．ペレットストーブに関する検定、講習会等の実施
７．ペレットストーブに関する専門家の派遣・招請，情報資料の交換
８．その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　社　　員

第５条（法人の構成員）
　当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。
２　当法人の社員区分は、次の３種とする。
（１）メーカー社員
　日本国内でペレットストーブの製造又は輸入を行う法人、団体又は個人。
　ペレットストーブの定義は別に定める
（２）ディーラー社員
　日本国内でペレットストーブの販売又は施工を行う法人、団体又は個人

（３）賛助社員
当法人の目的に賛同する法人、団体又は個人
３　当法人の社員は、別に定める社員規定に基づき、理事会の承認を受けて、社員区分を変更することができる。

第６条（社員の資格取得及び年会費）
当法人の社員になろうとする者は、別に定める社員規定に基づき、申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。
２　当法人の社員になろうとする者は、前項の承認を受けたのち、別に定める社員規定に基づき、入会金を支払う義務を負う。
３　当法人の社員は、事業目的を円滑に進めるため、当法人が行う調査事業及び資格者制度などの事業に協力しなければならない。
４　当法人の社員は、別に定める社員規定に基づき、年会費を支払う義務を負う。

第７条（退社規定）
社員は、別に定める社員規定に基づき、退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

第８条（除名）
社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。
一　この定款その他の規則に違反したとき。
二　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
三　その他除名すべき正当な事由があるとき。

第９条（社員資格の喪失）
前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
一　年会費の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
二　総社員が同意したとき。
三　当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第３章　　社員総会

第１０条（構成）
社員総会は、全ての社員をもって構成する。

第１１条（権限）
社員総会は、次の事項について決議する。
一　社員の除名
二　理事の選任又は解任
三　理事の報酬等の額

四　計算書類等の承認
五　定款の変更
六　解散及び残余財産の処分
七　その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第１２条（開催）
社員総会は、定時社員総会として毎年度１回定期開催するほか、必要がある場合に開催する。

第１３条（招集）
社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第１４条（議長）
社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。
２　代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めて順序により、副代表理事が議長となる。また、理事全員に事故若しくは支障があるときは、出席した社員の中から選任された者がこれに代わる。

第１５条（議決権）
社員総会における議決権は、メーカー社員１名につき５個、ディーラー社員１名につき１個とする。なお、賛助社員は議決権を有しない。

第１６条（決議）
社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
一　社員の除名
二　監事の解任
三　定款の変更
四　解散
五　その他法令で定められた事項

第１７条（議事録）
社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役　員

第１８条（役員の設置）
　当法人に、次の役員を置く。
　一　理事　　３名以上８名以内
　二　監事　　２名以内
２　理事のうち、１名を代表理事とする。
３　代表理事以外の理事のうち、２名以内を副代表理事とすることができる。

第１９条（役員の選任）
　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２　代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第２０条（理事の職務及び権限）
　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は、代表理事の職務全般を補佐する。
３　代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、副代表理事がその職務を代行する。

第２１条（監事の職務及び権限）
　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第２２条（役員の任期）
　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第１９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第２３条（役員の解任）
　理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第２４条（報酬等）
　理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定

める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第５章　　理　事　会

第２５条（構成）

当法人に理事会を置く。

２　理事会は、全ての理事をもって構成する。

第２６条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

一　この法人の業務執行の決定

二　理事の職務の執行の監督

三　代表理事及び副代表理事の選定及び解職

第２７条（招集）

理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第２８条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第２９条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　　資産及び会計

第３０条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第３１条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第２号及び第３号の書類については承認を受けなければならない。

一　事業報告

二　貸借対照表

三　損益計算書（正味財産増減計算書）

２　前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第７章　　定款の変更及び解散

第３２条（定款の変更）

この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上の決議によって変更することができる。

第３３条（解散）

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第３４条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上にあたる多数の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第８章　　公告の方法

第３５条（公告の方法）

当法人の公告は、官報に掲載してする。

第９章　　附　　則

第３６条（設立時社員）

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

富山県
設立時社員　竹　平　政　男
愛知県
設立時社員　中　村　福　太　郎
山形県
設立時社員　竹　田　亮　介
新潟県
設立時社員　宮　腰　洋　一
富山県
設立時社員　稲　波　良　孝

第３７条（設立時理事、設立時監事及び代表理事）

当法人の設立時理事及び代表理事は、以下のとおりとする。

富山県
設立時理事 竹 平 政 男
愛知県
設立時理事 中 村 福 太 郎
山形県
設立時理事 竹 田 亮 介
新潟県
設立時理事 宮 腰 洋 一
富山県
設立時理事 稲 波 良 孝
富山県
設立時代表理事 竹 平 政 男

以上、一般社団法人日本ペレットストーブ工業会設立のため、社員 竹平政男、中村福太郎、竹田亮介、宮腰洋一及び稲波良孝 の定款作成代理人である司法書士 田仲 聡 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 ４年 １１月 １日

設立時社員 竹 平 政 男
設立時社員 中 村 福 太 郎
設立時社員 竹 田 亮 介
設立時社員 宮 腰 洋 一
設立時社員 稲 波 良 孝

上記社員の定款作成代理人

富山県射水市小島５８１番地１

司法書士 田 仲 聡

資料　2

日本ペレットストーブ工業会から資産の寄付を受けることについて

一般社団法人日本ペレットストーブ工業会は、日本ペレットストーブ工業会より

現金　85,986 円
預金　844,331 円

合計　930,317 円

の資産の寄付を受けるものとします。

なおこの資産が適切に管理されていることを認めます。

2022 年 11 月 1 日
前　日本ペレットストーブ工業会　監事
一般社団法人日本ペレットストーブ工業会　設立時理事

稲波 良孝　印

資料　3

2022 年度事業計画案について

■はじめに

昨年度は、業界団体とは何か、どうあるべきか、について非常に考えさせられる 1 年となりました。環境問題、エネルギー問題など、ペレットストーブに対する社会的な要請は従来通りあるものの、地球温暖化防止効果に対するバイオマス懐疑論や住宅省エネ基準におけるバイオマスストーブの位置付けなど、業界として議論を整理し牽引していくべき課題が山積しています。これを怠れば、昨年度のペレット燃料 JAS 化での失敗と同じことを繰り返し、業界にとっても社会にとっても不利益を生むでしょう。

そもそも、木質ペレットには地球温暖化防止、森林保全、エネルギーの地域自給など、社会的な役割があり、結果としてペレット工場の建設などに多額の公金が費やされてきました。ペレットストーブにも補助金を交付する自治体が多数あります。この様に社会によって支えられ成り立っている側面がある以上、私達は消費者に安心・安全を届けることは当然のこと、社会に対し貢献することが求められます。自らの事業で利益を追求するだけでなく、また逆に業界整備を国など権威に依存するのではなく、業界関係者が自主的に活動し成果を社会還元していく、本来あるべき業界団体として再スタートする 1 年として行きましょう。

■法人化

上記を具体化するため、今年度中に会を法人化します。その為に、2015 年の設立以来の活動を総括して、今後私達のなすべき行動を明確化したいと考えます。具体的には、7 月～9 月に ZOOM でシンポジウムや意見交換会を開催し行動計画を固め、9 月に法人設立総会を開催する予定です。また、合わせて展示会を開催します。

⇒（法人設立総会時点）

7 月 15 日と 22 日に意見交換会を開催し、また 10 月 13 日に一般社団法人木のいえ一番協会技術開発委員長の池田均様を講師に講演会を開催し、法人化後の組織体制や事業計画案を策定しました。多くの意見を吸い上げ丁寧に議論するために当初予定より時間が掛かりましたが、本日 11 月 1 日に法人設立総会を開催することとなりました。また、会員の皆様が多忙な時期となることから、展示会の開催は見合わせました。

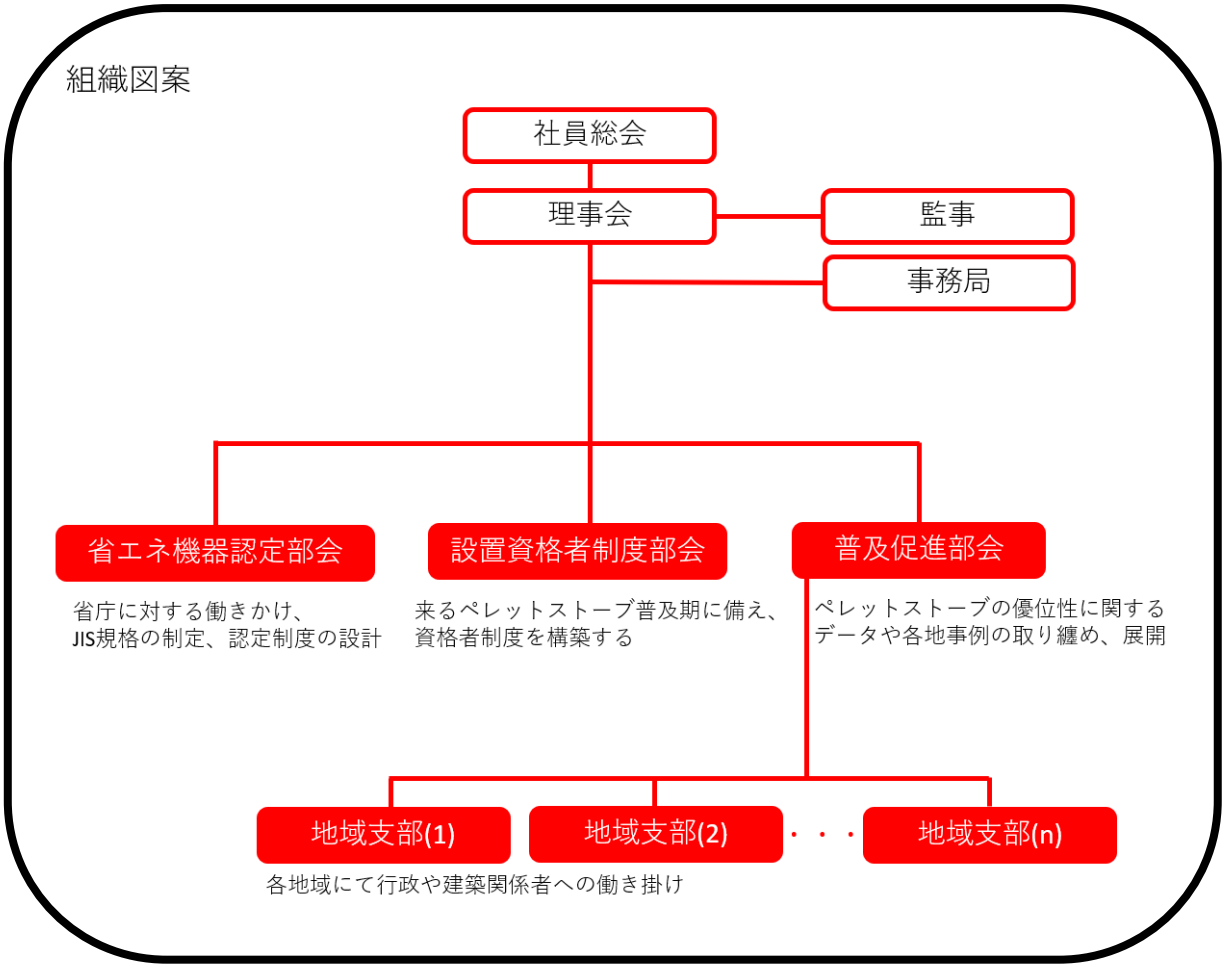

■設置推奨基準講習会

昨年度に引き続き開催します。また、今後の認定技術者制度についても検討を行います。

・主担当：竹田副会長

⇒（法人設立総会時点）

設置資格者制度部会を設立し、部会長に宮腰洋一理事、副部会長に竹田亮介理事（副会長）が就きます。

今後、市場拡大期に入り新規の事業者の参入が見込まれる中、安全安心を担保する必要があり、設置講習会や資格者制度の企画を行います。また、メーカー・輸入元主導で行うために、輸入元であり地域では販売設置の実務を行っている北越融雪の宮腰理事が部会長となり、竹田理事が副部会長としてサポートします。

詳しくは宮腰部会長作成の別紙資料をご参照の上、スケジュール感などは本総会で議論させてください。

■メーカー部会

ペレットストーブの規格化について検討を行います。省エネ基準については、ペレットストーブの定義、出力、効率のみの規格化が国から求められていると認識していますが、それ以外のストーブの密閉度や安全性に関する項目についても検討を行います。

・主担当：中村副会長

⇒（法人設立総会時点）

省エネ機器認定部会を設立し、部会長に中村福太郎理事（副会長）、副部会長に稲波良孝理事が就きます。中村理事が燃焼機器メーカーの立場から部会を主導し、稲波理事が行政とのパイプ役としてサポートします。

ペレットストーブの規格化については省エネ基準に採用されるためにも国から求められており、省エネ機器認定部会の中で取り組みます。その為、この部会には全メーカー会員に参加して貰います。

■省エネ基準への取り組み

昨年度、(一社)日本サステナブル建築協会からの確認連絡の中で、ペレットストーブおよび薪ストーブの残課題として、試験規格の整備と一次エネルギー換算係数の整備が挙げられておりました。TG（国の検討会）では、試験規格は EN 規格、一次エネルギー換算係数はゼロというのが大筋合意されておりましたので、それらの点について当時と状況が変わったかを同協会を訪問し確認しました。しかし、同協会はあくまで事務局であり、詳しいことは関係省庁の担当部署に確認することとなりました。また、薪ストーブ側で省庁との折衝を行っている(一社)木のいえ一番協会と面談し、省庁への働き掛けを一緒に行って頂けるよう依頼し快諾を得ました。結果、2022 年 6 月 23 日に両者で国土交通省と経済産業省の担当者を訪問することとなりました。

・主担当：竹平

⇒（法人設立総会時点）

6 月 23 日の国土交通省および経済産業省への訪問では、ペレットストーブが省エネ基準に採用されるためには JIS 規格化が望ましいとの指摘を受けました。2025 年の義務化に間に合わせるべく省エネ機器認定部会にて検討を進めます。

⇒（法人設立総会時点）

意見交換会で強く認識させられたことは、地域での活動の重要性と、データや成功事例の共有です。ハウスメーカー・工務店への情報発信や研修会、関係する地方行政の巻き込みなどを、各地の成功事例を共有しつつ推し進めます。また、内装制限の緩和などを働き掛ける上では、安全性などのデータが重要となります。

その旗振り役として普及促進部会を設立し、部会長に竹平政男理事（会長）、副部会長に小林一朗理事が就きます。また、各地域での活動を活発化させるため、地域支部を設立します。地域支部はまずは普及促進部会に属する形でスタートします。

■ストーブ統計調査

従来通り調査を行います。

今年度のスケジュールについては総会で議論させてください。

日　付	内　容	場　所	備考

以上

6月総会にて承認済み

2022年度　予算書(案)

会計期間:2022.4.1～2023.3.31

【収入】　　単位　:　円

項目	単価	数量	単位	計	備考
前期繰越金				339,128	
入会金					
メーカー会員	100,000	0	会員	0	
年会費					
メーカー会員	200,000	6	会員	1,200,000	
ディーラー会員	20,000	30	会員	600,000	
賛助会員	80,000	1	会員	80,000	
雑収入				5	預金利息等
合計				2,219,133	

【支出】　　単位　:　円

項目	単価	数量	単位	予算額	備考
通信費				70,000	固定電話、サーバー利用料、郵便等
旅費交通費				100,000	交通費、宿泊費
会議費				30,000	ZOOM使用料、資料印刷代等
広告宣伝費				30,000	ホームページ等
消耗品費				20,000	コピー代、インク代等
支払手数料				30,000	振込手数料、ネットバンキング
業務委託費				1,500,000	事務局委託費
図書費				0	
諸会費				90,000	JPA、PSJ年会費
雑費				0	
支払報酬料				200,000	司法書士20万
租税公課				70,000	法人住民税7万
地代家賃				78,000	シェアオフィス家賃
予備費				1,133	
計				2,219,133	

資料　4

役員の選任について(案)

役職	氏名	所属	任期	備考
理事 ‘(会長)	竹平 政男	有限会社シモタニ	2023 (2024 総会まで)	
理事 (副会長)	中村 福太郎	株式会社トヨトミ	2023 (2024 総会まで)	
理事	宮腰 洋一	北越融雪株式会社	2023 (2024 総会まで)	
理事 (副会長)	竹田 亮介	アールイープランニング株式会社	2023 (2024 総会まで)	
理事	稲波 良孝	株式会社サンコー	2023 (2024 総会まで)	
理事	小林 一朗	森と水と太陽のエネルギー舎	2023 (2024 総会まで)	
監事	中川 剛志	株式会社奥美濃プロデュース	2025 (2026 総会まで)	

※（定款の役員規定）

理事：3 名以上 8 名以内

監事：2 名以内

設置資格者制度部会　事業内容　　2022年10月28日

設置資格者制度部会
宮腰　洋一

来る2025年省エネ住宅義務化に向け、ペレットストーブの省エネ機器認定及びJIS化についても、『省エネ機器認定部会』での議論も進められますが、それが決定すると新築住宅へのペレットストーブ導入が加速すると思われます。

これから参入してくる設置経験の無い業者や、設置に関する知識不足の業者が施工した間違った設置による事故やクレームを防ぐ為にも、『設置資格者制度』を設立し、設置業務を行う方からは当会が主催する技術講習会を受講して頂き、有資格者より設置業務に当たって頂くという仕組み作りが必要になると考えます。

各メーカーそれぞれの設置基準や設置要領もありますが、当会が作成した『家庭用木質ペレットストーブ設置推奨基準（Ver.2018-11)』を元に、ペレットストーブ設置の為に必要な知識の習得や、施工事例の共有、ディーラー（設置業者）同士の情報交換の場にもなればと思います。

また、現時点ではペレットストーブについての明確な基準の無い、消防法や建築基準法についても、他部会との連携により法令の規制緩和などが行われ、設置推奨基準が向上されていくことが望ましいと思います。

設置資格者制度部会では、ペレットストーブを安全・確実に施工して頂くディーラーを増やし、ユーザー様に満足して頂くことを目的に活動致します。

事業内容

１、設置資格者制度の設立
　（制度の立案、資格者証の検討など）

２、技術講習会の実施
　（技術講習会内容の検討、施工事例等の取りまとめ、講習会資料作成など）

３、資格者の管理
　（資格者への情報提供、更新講習の企画など）